

ていると考えられるので、これらの効果

を持続させる対策として、旧東海道松原

を象徴する包装紙、ショッピング袋、ピ

ニール袋等を作製し、商店街全店で消費

者サービスをかねた宣伝体制をしくこと

等、また商戦活動のチラシ宣伝には必ず

松原のシンボルマークなどを刷り込むな

ど、手近に実行できる方法から、増収対

策もかねた地道な宣伝を続けていくこと

も肝要である。

## ②—これからの展望

いまここで、松原商店街をとりまき

毎にマンモス都市化していく商圏のなか

で、たしかに消費者趣向も変ってきたこ

とも事実であるが、日本人の生活様式が

根底から覆るほど変わったのかと自分の周

辺を見廻してみるが、やはり正月には新

年を祝い節分には豆まきをする。ここに

ミニ再開発を実現した松原商店街の意義

が存在すると考える。しかし昔ながらの

庶民市場繁栄の夢を追っていたのでは何

の意味もない。日毎に接触する消費者動

向を探究し、消費者は何を求め何を望む

かを追求発見し大型店に真似られない市

場商法を造りだすことこそ、われわれの

繁栄と生きる道が将来に約束されるもの

と考えるのである。歌舞伎が愛され東洋

の版画が外国人に受け、民謡は全国に拡

がっている。日本人の郷愁が存続する限

り、松原商店街の夢もまた展がるもので

ある。

△洪福寺松原商店街振興組合前

専務理事▽

# ④ 住民主体の建築協定づくり

岡本徳弥

## 一—はじめに

今般、すでに協定締結後九年を経過している私達の住む緑区美しが丘の二丁目の一部と三丁目の大部分にわたる地域の建築協定とその背景となる当時の事情、住民の考え方、そして住民運動の一環としての環境維持のための建築協定の生いたちについて慣れない筆をとることとな

った。もとより恥かきを覚悟してのこと

であり、ただ皆様方に現場での体験の少

しでもご理解いただければ私の責任は果

たしたことになるものと考えている。文

中理解し難いことや正確さを欠くことが

あっても寛容の程をお願い致します。

## 二—美しが丘地区の理想と現実

早いものでこの美しが丘に移り住んで一三年になる。この横浜市緑区美しが丘の住宅地の造成は、東急電鉄による田園都市線の大構想の中で、路線にそって住宅地の造成を、地元の地主との共同でおこなう区画整理方式で進めたものであった。そして当時の発表によれば、元石川第一区画整理地区（現在の美しが丘一丁目から三丁目）は沿線の開発計画に当っ

て東急電鉄の所有する土地面積も他と比べて最も多く、沿線に数多い街造りの中で最先端をいく構想やアイディアが豊富に盛り込まれ、ペアシティ構想も加わって地域コミュニティ造りについて、より理想に近い街造りが計画されていた。東急電鉄のマスタープランによれば駅周辺には中高層の住宅群と商業を中心とするサービス業が集まり、駅からみて奥の所

一—はじめに

二—美しが丘地区の理想と現実

三—入居後に問題が顕在化

四—建築協定への発展

五—建築協定締結後の状況

六—むすび

に低層の個人専用住宅地が配置され、將來人口の予測に基づいて、幼・小中・高校用地、公園群もあり、中高層住宅と個人住宅地の間にクリニックスセンター用地も配置されていた。また郊外の生活をエンジョイできるための快的な空間の創造に關しては、大小の公園のほか道路もゆったりし、グリーンベルトもあり、またカリフォルニア等で見られる歩行者専用道路が駅から住宅地へ結ばれ、歩行者は一切の自動車交通にさまたげられることなく、自宅に到達できるよう設計されていた。逆に自動車でのアクセスは多少遠回りをするようになっていて、人間優先の思想が具備されていた。もちろん住商混在といったことでなく、ゾーニングは明瞭にされていた。このような宅地造成が行われていたことは外部にはあまり広告もPRもなく、大半の土地購入者は何等かの情報によってこの街造りの企画を知り、東急電鉄に交渉して分譲をうけたものである。特に初期の頃（昭和三十九年～四十一年頃）は大規模の宅地造成工事が実施されている最中で、現地視察も満足にできない状況であった。

東急電鉄のこの地区への力の入れようは、相当のもので、個人住宅用地は比較的的土地面積も大きく、「第二の田園調布」のキャッチフレーズの下に分譲販売を直接実施しており、優秀な社員を配置して

応待やセールスに当たっていた。さて田園都市線が四十二年春開通すると、たまプラーザ駅前の住宅公団の分譲住宅（五階建）を始め、大企業、官庁関係の社宅群も中層で一せいに着手され、駅から離れた個人住宅地でも一軒また一軒と建築が始まった。さらに周辺西側や南側の土地造成工事もピッチが上り、ブルドーザーの響き、ダンプでの土移動、建設資材の般出入のために大型トラックが往来するといった有様で、静かで緑の多い現在の風景とは全く逆の赤黄色の関東ロームの地肌むき出しで、まるで西部劇に出てくるような荒野といった状況であった。本当に説明やパンフにあるような街が出来るのかといった不安や疑問を抱いた人達も数少なからずあったようである。

そして沿線人口を少しでも早く増加させ、電車、バスやスパーの効率を向上させたい東急電鉄との間に、土地契約後二年以内に住宅を建築して住むことを約束したこともあり、個人住宅も着手されたのでした。もちろん環境上大変問題が多く、電話も病院も、交番も消防も学校もまだ全く整備されていなかった。現在のように整備された住宅ローン制度（公庫以外）もなく、個人の資力も土地を買ってまず一休み、それからというので建築の歩みは遅々としていた。

そして四十三年の春公団分譲住宅が完成すると、一挙に千三百有余の世帯が入居、それと共に郵政舎宅も入居した。応急プレハブ校舎ながら山内小学校元石川分校が開設され、地元の方々のご好意で赤土の校庭の周囲に植樹が行われるなど、地域社会の形成段階に入った。

### 三——入居後に問題が顕在化

前述のとおり個人住宅地は広大なスペースの割に住宅も極めて少なく、四十三年十二月になって約百世帯（一年間で五（六〇世帯増）であった。泥ほごりの中で組織作りも全くなく、行政関係からのアプローチも皆無で孤立的生活を余儀なくされていた。しかも日中は子供だけが居住して、空巣、こそ泥の事故がひん発し、警察も消防も車で三〇分ぐらいの川和地区に依存していたが、四十三年頃仮設の駅前交番ができ、やがて二人制から終日の四人制へと充実が行われた。

昭和四十三年頃は区画整理が完了前であり、住宅建築着手の段階で土地代金の八〇%を支払い、住宅を建て移住しても土地は仮番地であり、登記もできず、すべては四十四年春の区画整理完了待ちであった。

区画整理が完了すると地域内の道路、公園、下水道等の施設は横浜市へ帰属す

ることになるが、その引渡し準備段階で下水道の仕様について問題が発生し、工事のやり直しが始まったのである。地域内の道路をこわして下水管の入れ替えを住民側に説明も連絡もないままに強行したので、車の出入も不自由になり、苦情を申立てても真剣に取上げられず、回答もなく、住民無視の態度も一部に見られ住民側の反発を買った。ちょうどその頃、地域の中に点在していた地主の土地に、不動産業者のあっせんで京浜地区の工場の独身寮が木造大型アパート群として数棟建築着手となった。そこで近隣に分譲地を買った人達から「東急電鉄のパンフと第二の田園調布の構想を信頼して、近隣一帯が同じような格調のある個人住宅が建つものと思っていたのに全く裏切られた」との怒りの声が出始め、署名運動が主婦達の手により開始され、東急電鉄に対して善処と今後の保障を要求する運動を展開した。そのような中で有志の呼びかけにより四十四年一月末に住民大会が開催された。夜間にもかかわらず既入居者約百人が殆んど参集して問題点を話し合い、今後の対策を検討した。そして組織的行動をとるために美しが丘個人住宅会の結成を決め、一〇人の委員を選んで一〇人委員会が代表となり、合議による運営で問題の解決に立上った。当初は開発業者である東急電鉄に対して、販売

時の話と現実の差について改善を要求し、ある時は住民の気持ちを直接トップに訴えるべく、渋谷の本社に向き、トップ経営者に会って真意を訴えた。その趣旨は、東急電鉄が「より理想に近いプランを尊重し、その路線を守り育ててゆくし、また障害や不安の要因を除去すること」であった。再三の話し合いにより東急電鉄側も理想と現実のギャップの解消に誠意と全力をもって対処することを約し、住民サイドもゴテ得をねらうものでなくお互に協力して街造に当たるとの合意が成立した。この間住民の立上りから合意までに約半年の期間が必要であった。

木造大型アパート問題は区画整理事業の経過の中で一部の地主達と東急電鉄側が不和になり、その人々の土地利用として起こされたことが分った。問題を放置できないので一〇人委員会では直接地元の有力者の方々と懇談会を開催し、低姿勢で挨拶し新旧の差はあっても地域社会を構成してゆく中で友情を旨としての相互理解について努力を払ったのである。数回の会合で顔見知りも増え、その中で住民側から東急電鉄の街造りの理想に共鳴して移り住んだいきさつを話し、理解と協力をお願いし、地元の人々からはこの地域の歴史や悩みなどの話を聞き、今後の地域の発展には協力と理解を

約束しあうまでに至った。その陰には、地域全般の消防力の強化のために、隣接する元石川の人達で組織された消防団の労苦に感謝し、器材と資金の不足の悩みを知るや即刻分担額を決めて募金し、寄贈して新住民の善意と気持を具体化した事実も特記できると思う。そのような努力の積み重ねの中でも、マンション等の建設される恐れのある用地の所有者の自宅を夜間に訪ねて不安を訴え協力をお願いして歩いたこと、そして殆んど地元の地主の方々が気持ち良く私達を迎え入れ、欲談の上、理解を示してくれたことは、まだ記憶に暖かい思い出として残っている。そのような運動や東急の協力体制と地元の人達との融和の中で、環境破壊の問題は本質的には未解決であったものの小康状態が続いていた。しかし、この間にも徐々に住宅建築は進行し、新たに移り住んでくる人達も増加したので生活防衛と便益の増加のために種々の行動や連絡を手製のチラシや回覧の配付等を通じて行った。こうして開拓途上の地に住む者同志の共通の友情や交際等が進行していったのだった。

台所のゴミの回収を週一回から二回に、大型ゴミの回収も他の土地と同じように、その他小学校に通う子供をもつ親達は、分校舎から独立校へそしてプレハブ校舎から本校舎の建設と、教育内容の

充実のための陳情活動を地域全体の父母達と連帯して行動した。またその頃突然、この地域の北側に隣接する川崎市高津区の敷地に、巨大なトラックターミナルや倉庫を伴う流通センター計画が具体化して来て、環境が破壊される危険が出てきた。これに対して川崎側の住民の呼びかけに協力してストップさせるべく動き始めることとなった。特に婦人方の熱意は猛烈で、遠く県会、川崎市議会や大石環境庁長官をはじめ衆参議員や、建設省、運輸省を始めとする、中央官庁への行動も行い、工事が着手される危険が迫った場合には行政訴訟の手段をとることやそのための弁護士を選定や資金の積立ての話等がどんどん出てくるようになった。

一方区画整理が完了して、分譲地の各自への登記が終了すると、東急電鉄のえがいた理想的な街造りと無関係に法の範囲で自由に建築や利用が始まる危険があり、東急電鉄の力をもってしてもコントロールが不能となることが予見される段階に入ったのであった。

#### 四 建築協定への発展

こうした中で一〇人委員達は、勤務から帰った夜七時半頃から、横浜銀行の協力をえて会議室を借用し、今後の対策を

協議した。そして法を調べ、乱開発の防止のために活用できる手段として建築協定の存在を知ったのであった。即ち建築基準法は、全国北から南まで都市と農漁村を問わず最低の基準を定めたものであるが、一定の要件を満たす条件の中で関係者が協定して自治体の首長によって公告をうける建築協定は、法と同じ効力をもつものであることが私達に判ってきた。委員会ではさっそく東急電鉄の協力を要請し、協定をめぐって難行していた金沢区谷津坂団地の調査と共に市当局との協議研究に入った。

問題点として、すでに土地造成が終了し分譲され、一部に建築が行われていて関係者が約五百人に達しており、分譲前にデベロッパーが協定締結して、協定付で分譲するのと全く異なり全員の合意が得られるか否か、またその事務量は膨大であり普通的手段では到底実現不可能と思われた。しかし事務面では、幸にも東急電鉄がこの沿線最高の住宅地をと企画した責任感から、全面協力の姿勢を打出し、夜間の会議にも担当課長以下社員も必ず出席して委員達と討論を行いつつ具体化へ向って歩み出したのである。住民がいかに熱望して団結しても、膨大な文書の配付回収説明（特に未入居の人達、その中には外国勤務中の者も相当数あり困難をきわめた）等もあり困難が大き

く、東急電鉄が果たした役割は高く評価されるべきである。

また委員会が研究段階で問題になった点の中に土地価格についての心配があった。即ち協定締結により、近隣地区に比べ建築基準法をこえた制約を加えることによって環境の維持向上は果たしえても、そのような規制の故にお互にとつてに貴重な資産である土地価格が近隣の土地より下落しないだろうか、もしそうなら住民の賛同は得難いのではないかといった点であった。その議論の中で、当時地価を押し上げている要因にマンション建築による地価の上昇があった。二階建個人住宅に限定すればマンション建築の可能性はなく、従つてその面からの土地価格の上昇は期待できないが、良質な住宅地を志向するなら、その土地に日照問題等で当時大問題化していたマンション公害が絶対にならないといった安心感があった。その魅力も相当あるはずであり、総合的判断からすると、財産価値が下落するおそれはないかと、むしろ稀少性さえ発生するのではないかと、結論に達した。

な街を作つてこられた事実があった。今回は建築基準法に裏打ちされている建築協定であるので、住民が団結している現在なら、説明説得でベストをつくせば可能であろうと考えた。

委員会では最終的にこの街の環境を維持し向上しお互いの生活をエンジョイできるための手段として「協定」に進むべきとの結論に達し、具体的な制約内容をより理想に近く現実的で、全員の同意をえられるものへと模索に入つた。そして、その間の経過や考え方をたえずチラシにして、住民に徹底的に広報を行ったのである。お互いに自分達の手を少ししづることになる不自由さより、享受するより良い環境という替え難いメリットを選ぶ方が賢明な道だと説明したのであつた。

地域内に発生した独身寮問題、分譲地の各自への移転登記後の転売等による不安の増大、そして川崎市による大流通センター建設による静かで清潔な住宅地の破壊、飲食店、飲み屋、パチンコ店、スナック等が乱立し始めたら、大変だという不安感が、住民同志の話し合いや対策打合せの機会を増大させた。今のうちに積極的な手を打たないと子孫の代まで悔を残すことになる。そのためには多少手をよごし汗をかいても努力しあおう、資金が必要なら負担しても良いとのコンセ

ンサスができ上つたのである。

一〇人委員会では横浜市建築局の指導をうけ、東急電鉄の協力をえながら協定原案の煮詰め作業に入つた。全員がビジネスの第一線経営者であり管理者で激職の身であつたが、夜間に自宅や銀行会議室を借りて議論し検討した。特に協定の中で柱となる制約事項については、東急電鉄による街造りの思想を極力維持しようとして計つた。例えば北側斜線、道路や隣地との間に一定の距離を設定する、石塀やブロック塀を禁止して植木により緑化をはかる、分譲地一ロットに対して個人住宅一戸建を一戸だけ建築させる、建ぺい率を三〇%を除いて三〇%程度とする等の現行より厳しい案も検討された。

二種住専等はなかつたし容積率や斜線制限も法的になかつた)では放置するところの種の好ましくない施設が乱入するおそれがあつたのである。

約二年間にわたる検討、説明会、討議内容を説明するチラシの配布、そして住民の意見のすい上げを行い、専門家の意見をきき、流セン反対運動の住民運動の集会にあつても建築協定の内容とその必要性を訴えた。もちろん地元地主さん方へも呼びかけを行ったことはいうまでもなく、考え方は理解してもらい反対はしないし趣旨は尊重するとの良識的な返答がよせられた。そして全部ではないが地域内に土地を持つ一部の地元地主さんも協定に賛同し加入されたのであつた。

建築協定の内容は前記のように理想主義型から理想を維持しながらの実現可能型へと煮つまり、比較的ゆるい制約事項となつたが、住民大会を経て協定原案の承認をうけ関係者の署名捺印の獲得の段階に入った。その過程では「一戸建」、「個人専用住宅」の定義とか、説明パンフの配付、また建ぺい率の制限の中で一戸建てなら、同一敷地内に将来子供や兄弟の住宅や貸家も建築することが可能であるとの説明を行った。そして既居住者については一〇人委員会が担当し、未居住者である人々については東急電鉄側が訪問や文書送付、回収を担当した。中には

誤解や「法治国であり法以外の制約をうけたくない」とか一部の未同意者もあり、地域の外周部分では賛否うすまき、結局協定予定区域から除かねばならない状況も生じた。

## 五 建築協定締結後の状況

以上のような段階で最終的には協定書の取りまとめ、市長への提出、公聴会をへて公示となった。建築協定委員会は、トラブル防止のため地域内に「当地区は建築協定締結区域である」旨の表示杭を相当数建立した。またその段階まで約三年間、自治会組織でもなく会費も徴集しなかった任意団体の個人住宅会を建築協定締結をもって美しが丘中部自治会へ発展することとした。これは、増加する住宅や住民からの要望事項や各行政機関との接触も不十分であり、また川崎市流通センター建設計画に強力に対処するために行ったことであった。一〇人委員会は役目を完了し自治会組織に引きつぎ、建築協定委員会は自治会の下部組織とすることも決定したのである。

その後、協定について区建築主事等の理解と協力により内容は守られ、大きな問題は生じていないのは真に幸である。しかし、協定締結の当時と現在とでは土地価格について予想もできない異常状況

に入っており、土地の分割問題、ミニ開発の危険が発生し始めたのである。地価については協定締結による魅力的稀少性も加わり、未締結の近隣地区より低水準になるどころかむしろ美しが丘の名声は各方面にも伝わって、地価は高い水準になり、責任者としては地域の皆さんに対しては責任を果たしたことを喜んでい

る。しかし、土地政策の失敗は住宅用地を狂乱的に上昇せしめ、転居、相続といった際の一ロット一括売却を困難にさせている。当時子供や兄弟は将来別に住宅をと考えていたことは実現不可能となった。その結果一ロット或いは一軒の中に親子、兄弟の同居可能な住宅を縦割連棟式で建てたいとかの現協定に抵触するとかの要求が開始している。来年二月十四日の協定期間満了時には何等かの協定内容の改善を行う必要があり、同時に土地分割の最低基準を追加する等により本建築協定は曲折はあっても延長可能と考えている。即ちこれらはすべて極端に上昇した土地価格のなせる業であり、地価高騰は良好な住環境にとって大敵であるし、すべての国民に良質で広い住宅地を供給できなくなったことは国政レベルの失敗であろうと思われる。

また九年間を通じて協定委員長である私のところへ持ち込まれた問題は、協定の問題でなく後から住宅を建てる際の地

境や借景の変更とかであったが、最近の一年間は土地分割による転売について、特に不動産業者からのアプローチが激増している。中には土地分割は自由であり、ミニ開発や土地分割を強行すべく法律を研究し、現況契約論をもってミニ開発の正当性を主張する業者もある。

これに対しては、自治会を中心とする住民パワーの存在を強調して、今のところ防戦中である。そして住民相互の希望である環境維持をしていくためにも、大至急これへの対策と準備が必要と痛感している。このまま放置すれば三分割四分割を目論むミニ開発業者の餌食になる危険がある。

## 六 むすび

以上素人の私が経過なり問題点を書いたが、最後にその中にいる者として感想を記してその責を果たしたいと考える。

その第一は、とかく高級住宅地といえど垣根を高くして自分だけの城の中で暮らす向が多い中で、住民達がその社会的なポジションや経歴にとらわれず、住民運動と一緒にやってお互いの街造りに発言し参加し連帯したことにより、知り合

た比較的古い住民については、体験を通して発言し行動したことが今日につながった事実から、戦前の隣り組みのなものでなく、より良き隣人として老若男女それぞれが友情によって結ばれており、よりよいコミュニティへ発展していると判断できる。

第二に建築協定に至るまでの個人住宅会や、引きついで自治会の活動も、特定の人間の政治活動の具になってしまおうとかボス化のような傾向もなく、全員参加で持ち回りであり、運営は民主的であり、奉仕的であり、安心して参加し、友人を増加できるのである。

第三にはこの土地に永住する決意の者が多く、可能な限りの協力をする気持ちがある。高齢者で組織している緑風会の会合場がなく、不便をしている事実を知ると、自治会館の建設を会員の二年にわたる特別会費負担といった協力で実現してポイスカウトにも協力している。また消防力が弱体でポンプやミニ消防自動車の購入の必要があれば有志の呼びかけで募金活動を行いたちまちまにして実現していく。交通信号機の設置運動や緑風のバス旅行をはじめ、近隣婦人方の共通の趣味学習活動も活発に行っている。さらに公園や道路のグリーンベルトの除草や清掃についても積極的協力をえており、非常に住み良い暮らし良いコミュニティ

イへ成長したと喜んでゐる。

ただ問題は、比較的早期に土地を購入しそのために広い敷地に住居を建て、ひどい環境の中で辛抱したフロンティア当

事のことを知っている人達と、その後徐々に街が整備され緑化も進んだ後に、創設の頃の苦勞や不安も体験せぬまま評判

の高くなった後の美しが丘に高い地価を支払って、比較的狭い敷地に移った人達

との考え方の差が底辺に存在していることとであろう。このことはたまプラーザ駅

により近い、先述の公団住宅の人達（この人達の大半は生涯この地に永住する人

は少なく、当初の入居者の多くはすでに転居し一戸建てに移っている）と地域全

体の連帯した活動にも支障になるケースも存在しているということも将来の問題

点であろう。

しかし、住民の立場でみる限り、この建築協定を締結したこと、二年間の運動

やその後の環境の維持向上と好評は、大半の住民にとって、美しが丘に移って良

かった、何とかしてこのすばらしい町を維持継続して、出来ることなら子々孫々

まで暮らしたいと思っている人達が多いことを記して、ペンをおきたいと思う。

### 《参考》

美しが丘個人住宅会建築協定書

第一条（目的） この協定は本協定区域

内における建築物の敷地、構造、用途、形態を協定し住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

第二条（名称） この協定は美しが丘個人住宅会建築協定と称する。

第三条（協定の締結） この協定は第五条に定める区域内の土地の所有権者ならびに建築物の所有を目的とする地上権者および賃借権者（以下単に権利者という）全員の合意により締結する。

第四条（協定の変更ならびに廃止） この協定にかかると協定区域建築物に関する基準有効期間および協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは協定者全員の合意によらなければならない。また、この協定を廃止しようとする場合は協定者三分の二以上の合意によらなければならない。

第五条（協定区域） この協定の区域は次のとおりとする。（略）

第六条（建築物の制限） 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、構造、用途、形態は次の各号に定める基準によらなければならない。

(一) 前条に定める区域の建物は一戸建とし個人専用住宅もしくは医院併用住宅とする。

(二) 地盤面からの高さは九メートル、軒の高さは六・五メートルをそれぞれこえないものとする。

(三) 地階を除く階数は二以下とする。

(四) 住宅（車庫および物置を含む）の建築面積は敷地面積から三〇平方メートルを引いたものの一〇分の五を

こえないものとする。

(五) 住宅に設置する便所は水洗式としなければならない。

第七条（有効期間） この協定の有効期間は市長の認可公告のあった日から一〇年とする。ただし、違反者の措置に

関しては期間満了後もなお効力を有する。

二 この建築協定は、その公告のあった日以後において、当該建築協定区域の権利者となつた者に対してもその効力があるものとする。

第八条（違反者の措置） 第六条の規定に違反した者のあつた場合第一〇条に定める委員長は委員会の決定に基づき当該権利者に対して工事施行停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

二 前項の請求があつた場合において

は、当該権利者はこれに従わなければならない。

第九条（裁判所への提訴） 前条第一項に規定する請求があつた場合において当該権利者がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行または当該権利者の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

二 前項の提訴手続等に要する費用は当該権利者の負担とする。

第一〇条（役員） この協定運営のための役員を置く。

委員長 一名

副委員長 三名以内

委員 一〇名以内

會計 一名

二 委員は協定者の互選とする。

三 委員長は委員の互選とし協定運営のための事務を総理し、協定者を代表する。

四 會計は委員の中から委員長が委嘱する。

五 副委員長は委員長事故あるときこれを代理する。

第一一条（委員の任期） 委員の任期は二年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

二 委員は再任されることが出来る。

第一二条（補則） この協定に規定するもののほか委員会

の運営、組織、議事ならびに委員に

関して必要な事項は別に定める。

第一三条（附則） この協定は市長の認可公告のあつた日から効力を発する。

二 この協定書は、これを三部作成し二部を市長に提出し一部を委員長が保管し、その写を協定者全員に配布する。

三 この協定施行の際、既に建築済または工事中の建築物でこの協定の規定に適合しない場合は当該建築物に対してはこの協定の当該規定は適用しない。

ただし、この協定施行後に増築・改築、移転する場合は、当該部分に対してこの協定の当該規定を適用する。

〈緑区美しが丘中部自治会建築協定委員会委員長〉